

羅臼町奨学金返還支援事業に係る事業所の指定要領

1 趣旨

この要領は、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱（令和3年要綱第20号。以下「要綱」という。）第3条第1項第1号の「指定事業所」に関し必要な事項を定めるものとする。

1 指定事業所の申請

指定を受けようとする事業所は、羅臼町奨学金返還支援事業に係る指定事業所申請書（別紙様式1）を町長に提出しなければならない。

2 指定事業所の認定

町長は、上記1による申請があったときは、当該申請内容及び羅臼町町税等納税状況を審査の上、認定の適否を決定し、羅臼町奨学金返還支援事業に係る指定事業所認定適否通知書（別紙様式2）により当該申請者に通知する。

尚、指定事業所は羅臼町の特別徴収義務者等であって、従業員の納税管理をしている事業所を認定する。

3 指定事業所の責務

- (1) 地域経済の活性化及び雇用の拡大に寄与するため、人材の育成に努めるとともに、地域資源を積極的に活用し、若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興を推進すること。
- (2) 経済的社会的環境の変化に対応し、成長発展を図るため自主的に経営の向上及び改善に努めること。
- (3) 地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること。
- (4) 町内における人材確保及び定住対策のため、積極的な雇用に努めること。
- (5) 就労環境の向上と魅力ある職場づくりに努めること。
- (6) 羅臼町奨学金返還支援事業補助対象者の求めに応じ、要綱第9条に定める勤務証明書（様式第6号）を発行すること。

4 その他

上記のほか、羅臼町奨学金返還支援事業に係る指定事業所の認定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月26日から施行する。

※受付番号	第	号	※の欄は記入しないで下さい。
-------	---	---	----------------

羅臼町奨学金返還支援事業に係る指定事業所申請書

平成 年 月 日

羅臼町長 様

申請者 ⑩

羅臼町奨学金返還支援事業に係る指定事業所の認定を受けたいので申請します。
 また、本事業の申請に係り、羅臼町職員が羅臼町徴税吏員に納税等を確認をすることを承諾します。

申請内容

申請者	所在地	〒		
	(ふりがな)			
	商号又は名称			
	(ふりがな)			
	代表者職氏名			
	電話番号		F A X 番号	
受任者	所在地	〒		
	(ふりがな)			
	商号又は名称			
	(ふりがな)			
	代表者職氏名			
	電話番号		F A X 番号	
申請に係る 連絡先	(ふりがな)			
	所属及び氏名			
	電話番号		F A X 番号	
	メールアドレス			

担当課 職・氏名	
-------------	--

徴税吏員の確認

受付印

特別徴収 義務者等	過年度分 滞納無	過年度分 滞納有	納税誓約有	納税誓約無
印	印	印	印	印

年 月 日

申 請 事 業 所 様

羅臼町長

印

羅臼町奨学金返還支援事業に係る指定事業所認定適否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった羅臼町奨学金返還支援事業に係る指定事業所認定の適否について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認 定 適 否	(1) 認定を認める (2) 認定を認めない 【理由】	
2 認 定 番 号	第 号	
3 摘 要		
連 絡 先	担当課・係名	
	電話番号	
	E-mail	